



長運整第75号の3  
令和2年4月23日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令  
の一部改正について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年4月17日付け北信技整第57号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第57号  
令和2年4月17日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長自動車技術安全部長

「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月1日付け国自整第3号）のおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第3号  
令和2年4月1日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について」の一部改正について

標記について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。  
なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第3号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について」（自整第 220 号、昭和 56 年 12 月 3 日）の一部改正について  
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">自整第 220 号 昭和 56 年 12 月 3 日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和 56 年政令第 327 号)が昭和 56 年 11 月 30 日公布され、昭和 57 年 1 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>本改正は、自動車整備業が整備・修理工程において洗車施設等から汚濁物質が排水と一緒に排出され、排出先の公共用水域を汚濁している状況にあるため、排出水の規制が必要である旨の昭和 56 年 6 月 11 日付け中央公害対策審議会答申に基づき自動車<u>特定整備事業</u>を水質汚濁防止法等の規制対象として追加するものである。</p> <p>本政令の施行に伴い、その適正な運営を図るため、自動車<u>特定整備事業者</u>に対しては関係機関から別途指示があると思うが、貴職においても下記事項に留意のうえ管内の自動車<u>特定整備事業者</u>に対し、事業場からの排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るよう適切に指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 改正項目</p> <p>(1) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条(定義)第 2 項の政令で定める特定施設として、同法施行令別表第 1(特定施設)に「自動車<u>特定整備事業</u>の用</p>	<p style="text-align: right;">自整第 220 号 昭和 56 年 12 月 3 日</p> <p>各陸運局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備部整備課長</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和 56 年政令第 327 号)が昭和 56 年 11 月 30 日公布され、昭和 57 年 1 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>本改正は、自動車整備業が整備・修理工程において洗車施設等から汚濁物質が排水と一緒に排出され、排出先の公共用水域を汚濁している状況にあるため、排出水の規制が必要である旨の昭和 56 年 6 月 11 日付け中央公害対策審議会答申に基づき自動車<u>分解整備事業</u>を水質汚濁防止法等の規制対象として追加するものである。</p> <p>本政令の施行に伴い、その適正な運営を図るため、自動車<u>分解整備事業者</u>に対しては関係機関から別途指示があると思うが、貴職においても下記事項に留意のうえ管内の自動車<u>分解整備事業者</u>に対し、事業場からの排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るよう適切に指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 改正項目</p> <p>(1) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条(定義)第 2 項の政令で定める特定施設として、同法施行令別表第 1(特定施設)に「自動車<u>分解整備事業</u>の用</p>

新	旧
<p>に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）が追加され、同施設を設置する事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態が、同法第 3 条（排出基準）により定められる許容限度に適合しなければならぬこととされた。</p> <p>この追加により整備事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、同法第 5 条の規定に基づき都道府県知事に対し届け出なければならぬこととされ、また、特に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）が適用される区域において特定施設を設置する場合（当該事業場から排出される排出水の量が一日当たりの最大量が 50 立方メートル未満である場合を除く。）には、同法第 5 条により、府県知事の許可を受けなければならぬこととされた。</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第 22 条（報告及び検査）第 2 項に基づき、特定施設を設置する事業者以外の者であって報告徴収の対象となるものとして、同法施行令別表第 4（報告及び検査）に「自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 650 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）」を設置する者が追加された。これにより都道府県知事はこの者に対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し、報告を求めることができることとされた。</p> <p>(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 5（報告の徴収）に基づき、特定施設を設置する事業者以外の者であって報告徴収の対象となるものとして、同法施行令別表第 2（報告徴収の対象となる者）に「自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積 650 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）」を設置する者が追加された。これにより、府県知事は指定物質削減の指導方針に従い指導、助言または勧告をするため必要があると認めるときは、この者に対し、汚水または廃液の処理方法その他必要な事項に関し、報告を求めることができることとされた。</p> <p>2. 運用上の留意点</p> <p>(1) 規制の対象となる「自動車特定整備事業」とは道路運送車両法第 77 条に規定する者をいう。 (削除)</p> <p>(2) 「屋内作業場」とは、道路運送車両法施行規則第 57 条の「屋内作業場及び電子</p>	<p>に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）が追加され、同施設を設置する事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態が、同法第 3 条（排出基準）により定められる許容限度に適合しなければならぬこととされた。</p> <p>この追加により整備事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、同法第 5 条の規定に基づき都道府県知事に対し届け出なければならぬこととされ、また、特に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）が適用される区域において特定施設を設置する場合（当該事業場から排出される排出水の量が一日当たりの最大量が 50 立方メートル未満である場合を除く。）には、同法第 5 条により、府県知事の許可を受けなければならぬこととされた。</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第 22 条（報告及び検査）第 2 項に基づき、特定施設を設置する事業者以外の者であって報告徴収の対象となるものとして、同法施行令別表第 4（報告及び検査）に「自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 650 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）」を設置する者が追加された。これにより都道府県知事はこの者に対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し、報告を求めることができることとされた。</p> <p>(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 5（報告の徴収）に基づき、特定施設を設置する事業者以外の者であって報告徴収の対象となるものとして、同法施行令別表第 2（報告徴収の対象となる者）に「自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積 650 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）」を設置する者が追加された。これにより、府県知事は指定物質削減の指導方針に従い指導、助言または勧告をするため必要があると認めるときは、この者に対し、汚水または廃液の処理方法その他必要な事項に関し、報告を求めることができることとされた。</p> <p>2. 運用上の留意点</p> <p>(1) 規制の対象となる「自動車分解整備事業」とは道路運送車両法第 77 条に規定する者をいう。</p> <p>(2) 特定施設となる「洗車施設」とは道路運送車両法施行規則別表第 5 の「洗車設備」をいう。</p> <p>(3) 「屋内作業場」とは、道路運送車両法施行規則第 57 条の「屋内作業場」として、</p>

新	旧
<p>制御装置点検整備作業場」として、同規則別表第4に掲げるもの（車両整備作業場、部品整備作業場及び点検作業場並びに電子制御装置点検整備作業場）をいう。</p> <p>(3) 「自動式車両洗淨施設」については屋内作業場面積にかかわらず既に規制の対象となっている。</p> <p>3. 経過措置</p> <p>(1) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）は水質汚濁防止法第6条の規定に基づき、昭和57年1月1日から昭和57年1月30日までの間に都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(2) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）の事業場から排出される水については、水質汚濁防止法第12条第1項に基づく排水の制限及び同法第13条第1項の改善命令等の規定は、6カ月間の猶予期間をおいて昭和57年7月1日から適用されることとなるため、当該猶予期間中に同法第3条に定める排水基準に適合するよう所要の措置をとらなければならない。</p> <p>(3) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第1項の規定により当該施設について許可を受けたものとみなされるが、同条第2項の規定に基づき昭和57年1月1日から昭和57年1月30日までの間に府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4. その他</p> <p>水質汚濁防止法では、地方公共団体が、第3条第3項の規定に基づく排水許容限度の強化（いわゆる上乗せ基準）及び同法第29条の規定に基づく排水汚染状態又は適用事業場の範囲の拡大について、条例（いわゆる横出し条例）で必要な規制を定めることを妨げるものではないとされているので地方により規制内容が異なる場合がある。</p>	<p>同規則別表第4に掲げるもの（車両整備作業場、部品整備作業場及び点検作業場）をいう。</p> <p>(4) 「自動式車両洗淨施設」については屋内作業場面積にかかわらず既に規制の対象となっている。</p> <p>3. 経過措置</p> <p>(1) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）は水質汚濁防止法第6条の規定に基づき、昭和57年1月1日から昭和57年1月30日までの間に都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(2) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）の事業場から排出される水については、水質汚濁防止法第12条第1項に基づく排水の制限及び同法第13条第1項の改善命令等の規定は、6カ月間の猶予期間をおいて昭和57年7月1日から適用されることとなるため、当該猶予期間中に同法第3条に定める排水基準に適合するよう所要の措置をとらなければならない。</p> <p>(3) 特定施設となる洗車施設を現に有している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第1項の規定により当該施設について許可を受けたものとみなされるが、同条第2項の規定に基づき昭和57年1月1日から昭和57年1月30日までの間に府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4. その他</p> <p>水質汚濁防止法では、地方公共団体が、第3条第3項の規定に基づく排水許容限度の強化（いわゆる上乗せ基準）及び同法第29条の規定に基づく排水汚染状態又は適用事業場の範囲の拡大について、条例（いわゆる横出し条例）で必要な規制を定めることを妨げるものではないとされているので地方により規制内容が異なる場合がある。</p>